

議案才四十二号

三朝町税条例の一部を改正する条例について

三朝町税条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十六年六月二十四日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十六年六月二十四日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和三十三年三朝町税条例第一号）の一部を次のように改正する

第十九条第一項第三号中「六十五年以上の者」を「老年者」に、「十
三万円」を「十五万円」に改め、同条第二項中「六十五年以上の者」を「
老年者」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 町内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一
にする専ら町内に住所を有するものに対しては、均等割を課する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 町長は町民税の賦課徴収について必要があると認める場
合において、新たに第二十三条第一項第三号又は第四号の者に該当す
ることとなつた者に、当該該当することとなつた日から、一月以内に、
その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、
町内に有する事務所事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた
日その他必要とする事項を申告させることができる。

第三十三条第二項を次のように改める。

又 前項の課税総所得金額は、総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれてゐる場合においては、当該給与所得については、所得税法第九条第一項や五号の規定により計算した金額のうち当該給与所得に係る収入金額の百分の五に相当する金額（その金額が二万円をこえるときは、二万円）を控除した金額によるものとする。）から所得税法第十二条の規定による控除のみとした金額をいい、法又はこれに基く政令で特別の定をする場合を除くほか、前年の所得について適用されるべき所得税法その他の所得税に関する法令の規定に基づいて算定したものとす
る
カ四十三条第一項を次のように改める

普通徴収の方法によつて徴収する個人の町民税についてカ二十八条の規定による申告があつた場合又は所得税法二十七条第一項及びカ二項（同条カ三項及びカ五項において準用する場合を含む。）の規定によつて所得税の納税義務者が提出した申告書若しくは政府がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法カ三百二十五条の規定によつて閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認められた場合において、すでにカ三十五條又はカ三十大條の規定を適用して個人の町民税を賦課して

た場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

才四十四条に次の一項を加える。

納税義務者である給与所得者に対し給与の支拂をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の二月末日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支拂をする者となつた者（所得税法第三十八条第一項の規定によつて給与の支拂をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下本項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支拂をする者から給与の支拂を受けなくなった日の属する月の翌月の十日（その支拂を受けなくつた日が四月二日から五月三十一日までの場合にあつては七月十日、翌年の二月中である場合にあつては同月末日）までに、或一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（すでに特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別

徴収の方法によつて徴収されるべき旨の申出をいしむるときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の二月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

オ四十五条オ一項を次のように改める。

前条オ一項からオ三項までの規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条オ一項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の市町村内において給与の支拂をするものを含む。以下同じ。）で所得税法オ三十八条オ一項の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条オ四項の規定による特別徴収に係る町民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

オ四十八条オ一項中「税金」の下に「又は法オ三百二十一条の八オ一項後段の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金」を加え、同条オ二項中「当該控除された期間」の下に「及び当該期間の末日

の翌日から法ヲ三百二十一条の八ノ四項の規定による申告をした日までの期間」を加える。

オ五十条に次の一項を加える。

エ 前項の場合においては、その不足税額に法ヲ三百二十一条の八ノ一項若しくはオ二項又はオ七項の納期限（同条オ四項の規定による申告に係る法人税割に係る不足税額につきても同条オ一項又はオ二項の納期限によるものとする。なお、オ五十二条による納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間（法人税法オ四十二条オ二項又はオ六項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算基礎となる期間から控除された期間があるときは、当該控除された期間を除く。）に応じ、当該不足税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につりて一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

オ六十一條オ八項中「又は法ヲ三百四十九條の四」を「オ三百四十九條の四又はオ三百四十九條の五」に改める

オ七十三条オ一項中「不足税額を追徴する」を「不足税額のうちその夫定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という）を追徴する。」に改める。

オ八十条オ二項中「法オ四百四十三条オ一項」を「法オ四百四十三条」に改める。

オ八十二条オ二号中

「ロその他

二輪のもの（側車付 年額千五百円
のものを含む。）

「ロその他 年額千五百円」を

三輪のもの 年額二千円

四輪以上のもの

乗用 年額三千円

貨物用 年額二千五百円

に改める

附則

（施行期日）

この条例は公布の日から施行する。

(適用)

この条例による改正後の町税条例(以下新条例)という。の規定は

この附則に特別の定めがあるものを除くほか、法人の町民税に關する部
分は地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号。以
下「改正法」という。)の施行の日を屬する事業年度分の法人の町民税
から、その他の部分は昭和三十六年度分の町税から適用する。

3 新条例が四十八条が一項の規定は、改正法の施行の日以後に改正法に
よる改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)が三百二十
一條の八が一項の申告期限の到来する事業年度分の法人の町民税から適
用し、同日前に同法同条同項の申告期限の到来した事業年度分の町民税
については、なお従前の例による。

4 新条例が四十八条が二項及びが五十條が二項の規定は、改正法の施行
の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、
同日前の期間に対応する延滞金の計算については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の町税条例の規定に基づいて課し、又は課すべ

きであつた町税につりては、なお従前の例による。